

令和3年度第1回石狩市使用料、手数料等審議会会議録

開催日時：令和3年5月28日（金） 10：00～12：00
開催場所：石狩市役所5階 第1委員会室
出席者：会長：高宮則夫
副会長：藤懸健
委員：安藤牧子、山本強、中村嘉光、西野典男、牧野勉、中川京子
欠席者：新海節、富木須磨子
事務局：蛭谷財政部長、青山財政課長、佐々木財政課主査、市川財政課主査、岩脇
傍聴者：なし

【開 会】

事務局（青山）： 定刻前ではございますが、委員の皆様お揃いですので、これから審議会を開会したいと思います。私は、財政課長をしております青山と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

委員の出欠状況についてご報告します。新海委員、富木委員が本日都合により欠席とのご連絡をいただいておりますのでご報告申し上げます。また昨年9月から、団体推薦といたしまして、体育協会の西野様が、委員に就任されておりますので、ご報告申し上げます。西野様よろしく申し上げます。それでは開会に先立ちまして、財政部長の蛭谷よりご挨拶申し上げたいと存じます。

事務局（蛭谷）： 皆様おはようございます。財政部長の蛭谷でございます。開会に当たりまして一言ご挨拶を述べさせていただきますと存じます。

本日は、皆様ご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、前回は昨年1月にこの審議会を開催しておりますが、その際に使用料手数料の定期的な見直しという基本方針に基づいて令和2年度に、その作業を進めてまいりる旨のアナウンスをさせていただいたところでございますが、ご承知のとおり、新型コロナウイルスが世界的に蔓延しておりまして、本市におきましても、地域経済をいかにまわしていくか、当然感染防止はもとよりこういった部分の対応もございまして、使用料手数料の作業については1年間見送った経緯がございます。未だ、現時点におきましても、収束は見通せない状況にありまして、特に北海道においてはさらに厳しい状況で緊急事態宣言の下におかれているところでございます。ただ、前回の定期見直しが、平成29年の4月でございまして、今年の4月で4年を経過しております。この間、消費税率の見直しなど、かなり施設の維持管理経費が上がっている状況があります。

また、市ではこの行政サービス公共施設のサービス提供という面で必要な維持管理や施設修繕、場合によっては、大規模な施設改修を進めておりまして、施設を利用する方の利便性にも配慮しながら、この間運用してきたところでございます。こういったことから、コロナ禍でも影響があると同時に市の公共施設はその大半が税金で賄われているという実態があります。施設を使用する方も使用されない市民の方も広くご負担いただいた上で運営が成り立っており、サービスの受益と負担のバランスが、やはり根本軸として必要なのではないかと。そういった理由から今回使用料の見直しについて諮問させていただきたく、本日開催させていただきまして。委員の皆様には、石狩市の公共サービスを提供していくにあたって、市民にご負担をいただく使用料、手数料の受益と負担のバランスをいかに保っていくか、サービスを利用する市民の立場またはサービスを利用しなかった市民の方が広く運営の負担をする。双方の観点からご審議賜ればと思っております。

本日は、皆様の、忌憚のないご意見ご審議を賜りますようお願い申し上げます。一言挨拶に代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

事務局（青山）： それでは、本日の審議案件「施設使用料の改定」につきまして本審議会に諮問をさせていただきます。諮問書は財政部長の蛸谷より、高宮会長にお渡しをさせていただきます。

事務局（蛸谷）： 石狩市使用料、手数料等審議会会長 高宮則夫様。施設使用料の改定について、石狩市使用料、手数料等審議会条例第2条第1項の規定に基づきまして、貴審議会の意見を求めます。よろしくお願いたします。（諮問書を高宮会長へ渡す）

事務局（青山）： それでは、以降の進行につきましては、高宮会長にお願いいたたく存じます。よろしくお願いたします。

高宮会長： 皆さん、おはようございます。昨年から起きました新型コロナウイルス感染拡大が1年経ちましても、今のような状況になっております。皆様何かと不便な生活を強いられている状況にあるかと思いません。しかしながら、今ワクチンの接種が始まりました。遅い早いはあるでしょうけれども、まずこれに期待をして、年内中に皆さんが接種し終わることを祈念しているところでございます。

それでは、ただいまから審議を開催します。早速本審議会に諮問されました施設使用料の改定についてを議題といたします。事務局から提出されている資料について説明をお願いいたします。なお、質問、ご意見等については説明を受けた後に皆様方にお聞きしますので、どうぞよろしくお願いたします。では、よろしくお願いたします。

事務局（佐々木）： おはようございます。事務局の佐々木でございます。本日はよろしくお願いたします。まず、資料の説明をさせていただきたいと思えます。資料につきましては、事前に送付させていただいたところですが、本日お持ちいただいておりますでしょうか。

はじめに、事前に送付しております資料の確認をさせていただきます。資料につきましては、「資料」という表紙の綴じてあるものです。内容としましては、

- 1 使用料手数料等の設定基本方針
- 2 施設使用料改定案
- 3 使用料改定検討調査表
- 4 使用料等実態調査表
- 5 管内他自治体の状況
- 6 使用料改定スケジュール
- 7 個人番号カードの再交付手数料の廃止について
- 8 建築物エネルギー消費性能基準への適合性判定審査に係る手数料の新設について
- 9 健康増進室の利用実績について

の9項目となっております。

資料のお忘れや落丁等はありませんでしょうか。

それでは、使用料の改定案について、資料に沿って順にご説明いたします。はじめに資料1ページから5ページまでの基本方針については、使用料設定にあたっての基本的な考え方を6ページからの改定案の中で合わせてご説明いたします。それでは、資料の8ページをご覧ください。

本市における使用料及び手数料等については、時間の経過とともに施設の維持管理コストの変化などにより、本来設定すべき金額との乖離が生じてくることから、「石狩市使用料、手数料等設定の基本方針」において、定期的な料金見直しのサイクルを「概ね3年ごと」と定めています。

前回平成29年4月の見直し以降、行政サービスの提供に応じた適切な受益者負担を図るため、令和2年度中に次期見直しに向けた調査検討を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、見直しに向けた検討を見送っていたところです。

未だ新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況ではありますが、前回改定時から5年が経過し、この間に消費税率の引上げ等、施設に係る維持管理コストが年々増加していることから、市民生活等への影響を勘案するとともに、受益と負担の公平性の観点から、実態調査を踏まえた改定を行うこととしました。

調査にあたっては、基本的方針として、

コロナ禍における市民生活や地域経済等の状況を鑑み、多くの市民に直接的な影響を与える事務手数料の見直しは行わない。

施設使用料について、消費税率の引上げ等に伴い、維持管理コストが増加していることから、料金設定から相当期間が経過しているもののほか、他市の状況や関連施設との整合性を図るなどの観点から、原価計算の結果、見直しが必要な施設に係る使用料の改定を行う。としております。

次に改定の基本的な考え方についてです。前回の審議会の際にもご説明しておりますが、内容について簡単にご説明させていただきます。

使用料、手数料等の設定については、次の4点を基本としています。

- 1点目として、料金設定にあたり、原価計算方式によるコスト算定を行う。
 - 2点目として、行政負担と受益者負担の負担割合を明確にする。
 - 3点目として、受益者負担の急激な上昇を防ぐための上限改定率を設定する。具体的には、現行料金の1.5～2倍を上限としています。
 - 4点目として、概ね3年ごとに、定期的な料金見直しを実施する。
- 以上4項目を基本的な考え方としております。

次に、使用料の設定における考え方についてご説明します。9ページ中央の図をご覧ください。

使用料の検討にあたっては、行政サービスを性質別に分類し、その分類に応じた「公費負担」と「受益者負担」の割合を明確化することとしています。

サービスの性質により必需的なものか、選択的のものか、または市場の代替性があるか否かによって、4つの分類を定めております。

具体的には、

第1分類としては、全ての市民にとって必要であり・民間でサービスを実施していないもの、例えば道路や公園、義務教育施設などが該当し、こちらの分類の施設の維持費は全額公費負担で行います。

第2分類としては、市民が必要な時に使うものであり・民間でサービスを実施していないもの、例えば体育館、運動場、集会所・コミュニティセンター、公民館などになり、こちらの分類の施設の維持費は受益者50%と公費50%とします。

第3分類としては、市民が必要な時に使うものであり・民間でもサービスを行っているもの、例えばテニスコート、プール、文化施設、温泉施設などになり、こちらの分類の施設のコストは全額受益者の負担で行います。

第4分類としては、全ての市民にとって必要であり・民間でもサービスを行っているもの、例えば市営住宅、保育所等児童福祉施設などがあげられ、こちらの分類の施設の維持費は受益者50%と公費50%とします。

続いて、9ページの下段になりますが、改定案の検討にあたりましては、コスト算定を行うため、先程の基本的方針に該当する施設について実態調査を実施いたしました。

コストの算定にあたっては、人件費や光熱水費などの維持管理経費や固定資産の減価償却費から、施設の1㎡・1時間あたりの原価を計算しています。また一般開放のような個人利用など、この計算方法が相応しくないものについては、利用形態に応じた適切な計算方法を用いております。

それでは、施設使用料の改定案についてご説明いたします。

改定案については資料10ページのほか、13ページ・14ページに記載しておりますが、各施設の具体的な料金設定の検討経緯も含めて、15ページから記載があります使用料改訂検討調査表を用いてご説明したいと思います。まずは資料17ページをご覧ください。

まず、この使用料改訂検討調査表ですが、19ページ～41ページに記載があります、各施設の実態調査表の結果をまとめたものとなっております。

左側の調査ナンバー12の墓地をご覧くださいと思います。

左からまずこの施設の現行使用料(A)は30,900円です。

次に、実態調査における1区画あたりの実際にかかっている経費=原価(B)は126,620円となっております。

負担割合は、先ほどご説明した分類の図の区分でいいますと、墓地は第3分類(選択的・市場的サービス)に該当しますので100%受益者負担となります。よって、実質原価(C)は、126,620×100%で126,620

円となっております。

つまり、現在設定している管理料30,900円に対して、かかっているコストは126,620円であり、受益者の実質負担率は24.4%となっております。

この結果をもとに、施設を所管する担当課との協議結果として「使用料改定の考え方」を中央部分に記載しておりますが、右側の参考欄に記載しているとおり、前回H28調査と比較して維持管理費が6.9%増加している状況を踏まえ、今回30,900円から33,000円へ引き上げることとしたものであります。

次にコミュニティセンター及びスポーツ施設の「100円」の施設利用料が設定されている使用料の改定についてご説明いたします。資料17ページ調査ナンバー16(1～4)のコミュニティセンター、18ページ調査ナンバー39 海洋センターをご覧くださいと思います。施設利用料100円の施設は、コミュニティセンターの一般開放利用料、B&G 海洋センターのうち、一般開放利用料となっております。

まず、この100円の使用料設定の経緯についてご説明いたします。

平成15年に、施設使用料の見直し・設定の検討が行われた中で、当時利用料を課していなかったコミセン・海洋センターの一般開放利用については、原価計算等で利用料を設定するのではなく、利用しやすさを重視して「ワンコイン」、100円を料金として設定いたしました。

このワンコインの考え方は、その後も類似の利用形態の施設の使用料設定の際にも用いられ、現在まで続いているものとなっております。

しかし、料金設定から20年近くが経過し、その間に消費税増税や、労務単価の上昇等による維持管理コストが増加し、実態調査の結果、実質負担割合も10%未満の施設が多い状況となっております。また資料42ページの管内他自治体の状況の「1.一般開放」をご覧くださいと思いますが、管内の体育施設の一般利用は150円～390円の間で設定されております。類似施設との料金比較においても石狩市の料金が低い設定になっていることを鑑み、100円から200円に改訂しようとするものであります。

次に、高齢者施設の花川北憩いの家や厚田憩いの家、横町寿の家についてです。資料17ページ調査ナンバー22(1～2)の憩いの家、23 寿の家、をご覧くださいと思います。

本施設は料金設定から14年が経過し、実質原価に対する実質負担割合は、花川北憩いの家で40.32%、厚田憩いの家で0.6%、横町寿の家で7.2%となっております。また、右側の参考欄に記載しているとおり、前回H28調査と比較して、維持管理費が10～20%程度増加していることから、改定の必要があると判断したところです。

再び42ページをご覧くださいと思いますが、「2.浴室」の資料において札幌市など、近隣自治体の同規模の類似施設が200円の使用料を設定している状況を踏まえ、100円から200円へ改定しようとするものであります。

次に、小中学校体育館の学校開放についてです。

資料15ページ調査N033をご覧くださいと思います。

こちらにつきましては旧石狩地区の小中学校の原価計算結果が、現行使用料600円に対して実質原価1,092円になっており、実質負担割合は54.95%となっております。また、右側の参考欄に記載しているとおり、前回H28調査と比較して、維持管理費が11%程度増加しており、改定の必要があると判断したところです。

資料43ページをご覧くださいと思いますが、他市の同様の施設の利用料金を見てみると、特に冬場の暖房コストを別途徴収する手法を用いているところが複数あります。

冬場の利用となると暖房を入れることから、夏場以上にコストがかかっているケースが想定されることからこのような料金体系をとっておりますが、本市の暖房の運用を所管に確認したところ、学校によって運用方法にばらつきがあることから、暖房料金を一律で別途設定することは難しいものと考え、原価計算の結果を踏まえ、100円引き上げるものであります。

次に、体育施設についてです。体育施設については、

- ・多目的スポーツ施設の一般開放利用
- ・B&G 海洋センターの専用利用料金
- ・スポーツ広場のソフトボール場・サッカー場利用料金 になります。

資料18ページ調査N038 多目的スポーツ施設(通称:サンビレッジいしかり)をご覧ください。

サン・ビレッジいしかりの利用料金については、平成15年に設定されてから20年程度経過しております。料金については、当時市が「独立行政法人雇用能力開発機構」から施設を買い取った際、従来の単価

を継承したものとなっております。

原価計算結果については、現行使用料が160円に対し、実質原価689円となっており、実質負担割合は23.22%となっております。また、5年前の維持コストと比較して5%程度コストが増加しており、改定の必要があると判断したところです。受益者負担割合が低く、維持管理コストが増加している実態に加え、先ほどのコミセンやB&G海洋センターの一般開放料金や、また、42ページの他市の類似施設の状況等を踏まえ、160円から200円に引き上げるものであります。

次にB&G海洋センターのアリーナ・トレーニングルーム・ミーティングルーム・プールの専用利用料金についてです。資料16ページの調査N039をご覧ください。

B&G海洋センターの専用利用料金については、平成15年に設定されてから約20年程度経過しており、その間、他施設同様、施設維持コストが増加してきております。

また近年、施設の老朽化に伴う屋根や機械設備の大規模改修を行っており、昨年は施設のLED化を行うなど施設機能維持、向上に投資をしている施設となっております。

原価計算については、実質原価に対し、実質負担割合は4～5割程度となっております。また、5年前の維持コストと比較して5.5%コストが増加していることから改定の必要があると判断したところです。

他施設の専用利用と比較して、受益者負担割合が低く、維持管理コストが増加している実態や、また、資料43ページ他市の類似施設の料金状況等を踏まえ、アリーナ・トレーニングルーム・ミーティングルーム・プールの専用利用料をそれぞれ100円引き上げるものであります。

次にスポーツ広場のソフトボール場、サッカー場の利用料金についてです。資料15ページ調査N037をご覧ください。

スポーツ広場のサッカー場・ソフトボール場につきましても、B&G海洋センター同様、平成15年に設定されてから約20年程度経過しております。その間、施設の維持管理コストが増加しており、また令和5年に開催予定の全国高校総体のソフトボール会場となることから、近年老朽化した球場のフェンス更新など、施設の改修費用が継続的に発生している施設となっております。

原価計算については、実質原価に対し、実質負担割合は7割程度となっており、右側の参考欄に記載しているとおり、前回H28調査と比較して、維持管理費が21.6%増加していることから、改定の必要があると判断したところです。

また資料43ページ他市の類似施設の料金状況等を踏まえ、ソフトボール場については900円から1,100円に、サッカー場については、1,400円から1,500円に引き上げるものであります。

最後に、学び交流センターの改定及び設定についてです。資料16ページ調査N058をご覧ください。

学び交流センターは、前回H29の改定時にも見直しを行っているところですが、改定後の使用料においてもなお、市内他の社会教育施設（公民館やカルチャーセンター）の使用料より低い価格となっております。一方、近年屋根などの大規模改修を実施してきており、令和3年度においては、公民館本館から機能を学び交流センターに移転することに伴い、実習室の整備やトイレの改修を行うなど、投資を行っている施設となっております。

原価計算については、実質原価に対し、実質負担割合は6割程度となっております。また、5年前の維持コストと比較して60.8%コストが増加していることから、改定の必要があると判断したところです。

改定額については、市内の社会教育施設の状況等を踏まえ、研修室、視聴覚室、多目的ホールの利用料をそれぞれ100円引き上げるものであります。

また、先程申しましたように公民館本館の機能を移転するに伴い、新たな研修室及び実習室を整備しておりますので、こちらの部屋の使用料について併せて設定するものとなっております。

研修室につきましては、既存の研修室と同等の機能、面積を有することから既存実習室と同額で設定し、実習室につきましては、実質原価が642円となっており、水回り設備を整備し、また面積も約150㎡と他の研修室と比べて規模が大きいことから、多目的ホール（163㎡）と同等の使用料500円を設定するものであります。

以上が、各施設使用料の改定概要となっております。

次に改定に伴う影響額についてですが、資料11ページをご覧ください。

今回の改定による影響額につきましては、概ね930万円程度の増を見込んでおります。

施設毎の内訳につきましては、表をご覧ください。ただ、コミュニティセンターやB&G海洋センターのワンコイン料金や、憩の家の影響額が大きくなっている一方、スポーツ施設や、学び交流セン

ターについては、影響額が小さくなっております。

これは、スポーツ施設や社会教育施設は、減免規定によって減免されるケースが多いことから、直近の減免状況を考慮した形で影響額を算出しているためです。

続きまして、12ページをご覧くださいと思います。

今回の改定案につきましては、令和4年4月1日の施行を予定しております。

審議スケジュールについては、44ページをご覧くださいと思います。

現在、改定案の検討、使用料手数料検討委員会の開催、そして本日の審議会まで進んでおります。

今後につきましては、来月6月にパブリックコメントを実施いたします。そして、本日のご審議及びパブリックコメントのご意見を踏まえ、次回7月末に予定しております2回目の審議会で、答申を頂く予定となっております。

その後につきましては、答申内容を基に各施設管理条例の改正を12月議会に上程し、改正施行日としては、先程申し上げました通り来年の4月1日からの施行を予定しております。

以上、諮問案件の概要説明を終わります。

高宮会長： ありがとうございます。短時間での説明でなかなか分かりにくいところだと思います。今後のスケジュールの説明があったとおり、諮問された使用料の改定案については次回、7月開催予定の審議会において答申案をまとめることとしております。そのため、本日は、その前段として個々の施設の内容や全般的な考え方、資料の数字の確認など、委員の皆様からご質問やご意見をいただき、事務局にお答えいただき確認しながら進めてまいりたいと思います。

それではですね、皆様方からの、ご質問、ご意見を伺いたいと思います。活発な議論を深めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。ご意見の方は手を挙げていただければ、私の方で名前を呼びますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

山本委員： 今の話ですと、7月に答申案を出すということは、もう1回7月に、この審議会をやるということですか。

事務局（青山）： 7月に第2回目の審議会を行います。意図としましては、本日、様々な考え方や数字の確認を委員の皆様にしていただいて、不明な点を全て確認していただいた後に、7月に再度審議会を開いてご審議いただき、審議会として使用料の設定の妥当性を答申案で出していただくという形を予定しております。実質審議につきましては、本日と7月下旬の2回行う予定となっております。

山本委員： その点はわかりました。使用料の設定に分類がありますが、第3分類で受益者が100%で公費が0%となっております。あるいは別だと公費と受益者が50%50%とありますが、第1分類は公費が100%でわかるのですが、この第3分類とか第2分類で受益者が50%または100%と設定しても、今の説明から言ったら、結果的には全額は負担できない。受益者が全額負担することはないのですよね。それはなぜかというところを1点伺いたい。

それと、全体的に使用料を上げますとなっておりますが、これは個人負担の時の場合だけですよね。体育館等の施設を使う時には、一般開放と専用利用があります。専用利用に対して一切料金を上げるということにはなっておりません。専用利用等はなぜ上げないのか。逆に一般開放のところだけを2倍ぐらいに上げる必要があるのか。

事務局（青山）： 大きく2点ご質問いただきました。まず1つが使用料をこの分類に従って50%100%取っても施設のその収支は足りていないだろうというご質問です。確かにおっしゃる様に現行の使用料が受益者負担として負担割合100%になっていなければ、かかっている経費原価に対して、いただいている使用料が足りていないということになりますので、その時点で収支は当然ながら足りていないということになります。では、受益者の負担が100%だったら、きちんと施設を運営する上で収支が均衡するかと言ったら、実際のところはマイナスとなっております。それはなぜかというご質問でしたけれども、基本的に使用料の設定の考え方として、原価計算方式をとっているということがあります。原価計算方式は、そもそも施設を運営する上で、マイナスになっている部分、足りない部分から使用料の設定を考えるとい

う考え方ではなく、あくまでもかかっている経費から、1㎡当たり・1時間当たりでどれだけかかっているかという計算方法をとっている時点で、その収支のマイナスをすべて埋めるという考え方ではないというところで、ひとつご理解をいただきたいと思います。また一般開放個人利用の場合は、今度は面積単位・時間単位ではなくて、利用者数1人当たりどれくらいの方が利用しているかという人数で割り返して、かかっている経費を算出しております。赤字を埋めるという視点で行っていないため、もし利用料金を100%適正な価格でご負担いただいたとしても、施設を運営する上では、当然税金を投入して賄っているという形になっていることをご理解いただければと思います。

また、質問がもう一つございました。今回100円ワンコインとなっている部分、いわゆる個人利用の部分ですけれども、これが数多く200円という形で改定案としてお出ししております。山本委員がおっしゃっていた専用利用の方の料金の見直しが全くないじゃないかということなのですが、B&G海洋センターなど専用利用の見直しも一部はございます。それでは、なぜB&G海洋センターは専用利用も出てきているのに、コミュニティセンターは専用利用が出てきていないのだということですが、これは、実態調査を行った結果、専用利用の料金が実際にかかっている経費と比較して適正な設定になっていることを確認できましたので、見直しを行っていないということになります。

山本委員： 22ページで、ホールを使ったのが平成31年に752団体、そして個人利用が平成31年に9,966人ですよね。専用利用は752団体が使ったの料金と9,966人が使った料金はやはり、9,966人が使っても専用利用より収益は個人の方が少ないということですよ。もし両方とも収益が同じだったら、たぶん値段が同じ4,404円になりますよね。

事務局(青山)： 例えば、1,000万円不足しているから、それに対して幾ら設定したらいいかという考え方ではないということなのです。

山本委員： ニーズが少ないから人数×料金でその収益が少ないので、4,404円くらいだと足りないという話ですよ。専用利用の場合は752団体が使ったら、その分で問題なく4,404円分収入があったという話ですよ。

事務局(青山)： そういうことではございません。分かりづらいですが。

山本委員： まあ良いです。内容はわかりました。今回は、能や狂言あるいは音楽など、文化的なものに関しての料金はないのですが、こういう文化的なものでもフランスの場合は助成していますよね。その理由は、料金が高くなってしまっているので、助成しないとお金持ちだけしか、ミュージカルなどを聞きにいけなくなります。所得の低い人は利用ができないから見に行けない。そういう関係から、収入が少ない人でも施設を利用してもらいましょう、あるいはそういうミュージカルも見てもらいましょう。そのために、公的なお金を設定するという思想なのですよ。

高宮会長： そういう意味では先ほども資料にありましたように、他の自治体とどういう兼ね合いかということも説明をいただいたところですよ。

山本委員： 他の自治体うんぬんってありましたけど、それより問題は、他自治体の全体の収入は幾らか。経済産業省の資料がありますよね。他自治体の平均収入はいくらなのか。石狩市の全体の収入はいくらなのか。これを基にして、じゃあいくらにしましょうかという話を持っていかないと、他自治体が幾らだからこれだけにしますという話にはならない。市町村で1番平均所得が高いのは東京の港区あたりでしょうけれども、1千何百万っていう収入が出ていて、第8位くらいになると猿払ですよ。800万とか900万とか。平均所得という指標があるのだから、それをこの資料に出してもらわないと他自治体の比較にはならないですよ。他自治体が300円になっているから300円にしましょうとか、200円になっているから200円にしましょうという話にはならない。

事務局(青山)： 山本委員がおっしゃっている内容は分かります。ただ、この使用料、手数料とい

うものは、行政サービスの対価として、受益の範囲内で徴収させていただくという考え方が基本になります。これは、市の財政上もちろん貴重な財源であることは間違いありません。山本委員がおっしゃったように財政的な視点のみで考えるのであれば、そういった財政上の背景が分かるものを、他の自治体と比較する時に、すべて資料として載せなければなりません。ただ、本市の使用料設定の考え方は、財政上の理由のみで設定するものではなく、かかっている経費がどれだけあって、現行料金でどれくらい負担しているか。先程、説明の中で申し上げましたように、やはり根本にあるのは、利用されている方と利用されていない方の負担の公平性・公正性といったもののバランスをしっかりと見ていくべきだろうと。さらに、今回対象とさせていただいた施設というのは、長い期間、料金の設定が固定されたままになっているもので、維持管理経費がどんどん上がっております。実態と乖離が大きくなっている施設をずっと放っておくと、今度値上げをする時に、適正な料金との開きがどんどん大きくなっていきます。ある程度、定期的な見直しの検討の必要性を様々総合的に捉えて、他市の料金も合わせて総合的に検討しているということです。財政的な観点だけでいけば、当然その自治体の財政状況、収支の状況、全て資料として分析した上で出さなければいけません、それにこだわっているわけではなく、様々な観点から多角的に捉えて検討しているという意味で、他の自治体の料金も参考として載せさせていただいているという部分をご理解いただければと思います。

藤懸副会長： よろしいでしょうか。重複してしまいますけど、今課長さんがおっしゃられたのが一つの回答なのかと思います。例えば、この料金改定は、財政上だけではなくて、結局は一般の受益者が使いやすいような形で考慮する。そこに出てくるのが、原価率、原価計算であり、その中でこの料金設定をするのでしょうか。他都市を参考にすると言っていますが、実際に他都市も同じようなやり方をしているかということについて、どこまで調べているのですか。今の考え方が、石狩市の独特の考え方なのか、それとも他都市も含めた上でやっているということをご参考にした上での考え方なのか。どちら側なのでしょうか。

事務局(青山)： 結論から申しますと、他都市も同様の考え方でこのような施設の使用料金というものを検討しております。他都市との情報共有・交換は、我々財政課のような部署ですと市長会という組織に属しております、全道35市の課長職係長職などが一堂に集まる場となっており、そこで情報交換をする機会があります。やはりこういった利用料金の設定の考え方はよく話題に上る議題でして、皆さんどのように考えていますかという話の際には、同様の考え方で他の自治体の方も検討しているそうです。原価計算という部分もそうですし、グラフにありました性質別の負担割合の考え方。団体によっては、50%50%としていない団体もあったと記憶しています。ここはもうそれぞれの自治体の考え方ですので、40%60%にしている自治体などもあったと記憶しています。ただ、考え方としては、他の団体もこのような形で検討しているというものです。

藤懸副会長： わかりました。

高宮会長： 色々な疑問点があるかと思いますが、ちょっと説明していただきたいことがあります。先ほど青山課長がお話ししましたけれども22ページ上の経費合計実収入とか本来収入というところがありますが、ここをご説明していただけませんかでしょうか。

事務局(青山)： この表でいきますと、左上に経費合計とあります。これがこの施設を運営する上でかかっている経費の合計ということになります。なお、この数字は、H31年決算ベースと書いていますが、実は単年度のみの数字ではございません。やはり施設というものは、年度によって多少修繕の規模による数字の変動が発生します。このため、維持管理費及び備品の内訳の中で3カ年平均を算出し、突発的な年度による変動の差をなくすようにしております。それから、右隣に実収入とあります。さらに右隣には、本来収入とあります。収入というのは、施設の利用をしていただいている方から、現行の料金でいただいている1年間の総収入額という意味合いでございます。利用の実態から実際に収入がどれだけあったかというのが、実収入です。それでは本来収入は何かと言いますと、印で小さく書いてありますが、減免しなかった場合にどれだけ使用料を徴収できていたかという想定収入になります。石狩市の場合は施

設を利用するに当たって様々な減免制度というものを設けております。例えば、一般開放100円の個人利用であれば、中学生以下、また障がいをお持ちの方は使用料が無料となります。また団体で使う専用利用のケースですが、分かりやすい部分だとスポーツ少年団のように子供の団体が使う場合は、使用料が無料になってございます。こういった無料の部分も、もし料金をいただいていたならどれくらい収入があったかというのが、右端に記載のある本来収入という数字になってございます。そして経費の合計から、それぞれの収入額を差し引いたのが実収支、本来収支ということで参考までに掲載しております。先ほど山本委員に、ここが収支と均衡になる部分を目指して料金を設定しているものではないとご説明しましたが、現状このようになっているという形でご理解いただければと思います。

高宮会長： このように各施設について計算しているということがよく理解できたのではないかと思います。その他の方で、ご意見ご質問等あればお願いします。

中村委員： 11ページの改定案による影響額の箇所に書いていますが、厚田総合センターの令和元年度の状況が、収入0影響見込み額も0となっています。17ページにも利用者0とあります。この想定の影響見込み額が0ということは、今後も利用者が0と想定しているわけですね。ということは、総合センターは閉鎖してもいいように感じます。有事災害時の場合の避難所として残すのも理解できますが、維持管理費も結構な金額になりますよね。今後も利用者がいないようであれば、閉鎖しても良いのではないかと思います。いかがですか。

事務局（青山）： 分かりにくい記載で誤解を与えてしまったかもしれません。利用者が、全くいないわけではないのです。施設には個人で利用する場合と、団体で利用場合がありますが、個人で利用する場合の100円を今回200円に上げるということに関連する部分だけを表に記載しております。一方で、団体で専用利用をされている方もいらっしゃいます。資料25ページに、厚田総合センターの実態調査を掲載しておりますように団体利用がありますので、今回個人利用の分だけ実績がなかったとご理解いただければと思います。

高宮会長： 他に質問ある方いらっしゃいますでしょうか。私からも1点聞きたいのですが、性質分類別箇所負担割合について記載があります。第2分類は公費50%受益者50%と明確に決まっているように見えますが、基本的にはこれは目安と理解して良いのでしょうか。実態としては50%を目標にしていますが、様々な実負担率から見るとかなり違うところもあります。

事務局（青山）： 高宮会長のおっしゃるように、この表は理念として決めているものです。第2分類であれば、利用者からかかっている経費の50%をいただき、それ以外は市で負担するという考え方で。実際には、例えば花川北コミュニティセンターは経費が4,400円かかっている、50%負担だと2,200円と原価計算上は出ていますが、利用料金は100円です。これを2,200円にできるかといえば、現実的には難しいです。1つの基準としては、50%50%という考え方ですが、実際にはその原価計算の結果のみをもって判断するのではなく、これまでの料金設定からの経緯、他の類似施設とのバランス、またご議論あると思いますが、他の市町村との均衡など様々な観点から料金を検討しています。

高宮会長： はい、よく分かりました。他の方はいかがでしょうか。分かりにくいところも多々あるうかと思えます。

藤懸副会長： 今の説明の関係で資料13ページの別表で見ると、コミュニティセンターを含めて料金設定が18年経過したとのことですが、基本方針の中では、概ね3年ごとに見直しをかけるとなっています。また、理由の箇所では、18年経過して維持管理コストが増加しているとあります。18年間ほとんど見直されてなかったように見えるのですが、現実・実態はどうかですか。18年経って1回も見直しをかけていないということなのか、見直しをかけたけれども現状のような形にしているのか、どちらなのでしょう。

事務局(青山): 定期的に概ね3年の見直しという部分は、これまでも行ってきました。その中で当然この100円の料金についても実態調査を行い、原価として、実際にどれだけ経費がかかっているのかも確認してまいりました。100円の考え方については、当時無料だった施設を有料にするという大きな方針転換でしたので、料金設定の際には、できるだけ利用しやすく、わかりやすい料金とするために、100円に設定したという経緯がございます。それが平成15年でした。当然その間、見直しのたびに検討はしておりますが、なかなか多くの方に利用いただいているものを100円から200円に見直すということは、施設を所管する部署と協議をしても、「もう少し待とう」「次回で検討しよう」などと繰り返し延べになっていたのは事実でございます。今回200円に設定させていただいたのは、消費税率の引き上げというのも1つ大きなポイントです。消費税が5%だったのが、平成26年から8%に上がり、そして令和元年10月からは10%に上ったことで、労務単価が上がり人件費が上がる、光熱水費も上がる、施設を修繕する時にはそれにも消費税がかかるというように、維持管理経費が上がっている実態がございましたので、この消費税という部分のみをもって考えるわけではないのですが、1つの判断基準として、このタイミングで改定を提案させていただいたというものでございます。

藤懸副会長: はい、わかりました。

高宮会長: また、今回の料金改定についてはパブリックコメントをするので、どのような反応があるかということも、関心があるところです。現状は順調に利用されていても、使用料を上げると一時はブレイキがかかってしまう可能性も考える必要があるのかと思っておりますが、改定を実施した場合に利用状況が下がってきたということになれば、また改定するということはあり得るのでしょうか。

事務局(青山): 適正な料金を設定するという考え方の1つには、例えばコミュニティセンター、それからスポーツ施設というのは、市民活動や健康増進の視点から施設を行政が設置しているという目的がございます。やはり施設を多くの方に、これからも長く、将来的にも安定的に使っていただくためには、しっかりとした施設の維持修繕を行なっていかなければならないと考えております。このような考えから適正な料金を判断し、負担の公平性から料金を見直しさせていただくのですが、当然見直しを行っていく上で将来にわたって長く使っていただけるように、利用者の利便性の向上という視点からも同時にあわせて進めていかなければならないと考えており、また料金を上げてばかりではなく、経費が本当に適正なのかという視点で、維持管理コストについて改善できるところがないかという見直しも併せて行なっていきたいと考えてございます。

山本委員: 平成15年までは料金を取ってなかったのですよね。北コミュニティセンターとか南コミュニティセンター、あるいはB&Gやスポーツ広場は平成15年以前には料金を取っていたのですか。

事務局(青山): 個人利用は取っておらず、団体利用は取っていました。

事務局(蛸谷): 貸室料は以前にも設定していました。

事務局(青山): 例えばサークル活動の利用において、団体で会議室を使う場合は、貸室料金を取っていました。ただし、自由に来ていただいて広い体育館アリーナで不特定多数の方が同時に使う個人利用は、料金を設定していませんでした。そして、平成15年に無料から有料化したというのがこの100円の経緯になります。

山本委員: 取り始めた理由は、市の財政が赤字だからですか。

事務局(青山): 財政上の観点もありますが、やはり利用者にご負担をいただくという受益と負担の公平性の観点もございます。

山本委員: 受益者負担について、先ほどもフランスの話をしました。それはすごく思想的な考え

方であって、文化振興や健康増進のために必要だという観点だと、50対50や0対100という話にはなっていないと思います。どうしても必要で100%取っても良いという施設もあるかもしれませんが。健康増進等を考えたら、今回の65歳以上の利用料については、年金生活者が年金も上がっていないのに消費税だけ上がっている中で、利用料を上げる必要があるのでしょうか。受益者負担や減価償却のために料金を取るのは、それは考え方であって、逆に取らなくて良いという考え方になるはずです。私は65歳以上の人のお金も上げるのは、絶対に反対です。明確に言います。

事務局(青山): 先ほども少し申し上げましたが、もちろんその使用料というのは、行政側で設定して様々なご意見をいただきながら検討していくものですので、山本委員がおっしゃるようなご意見というのも当然あると思っております。今の市の考え方としましては、先ほど減免の話をしていただきましたが、まず、中学生以下の方が個人で利用する場合などは無料ということで、スポーツ少年団なども無料です。子どものスポーツ活動を支援するという視点でまず1つ他の町よりも一歩進んでやっている部分というのはございます。また、今回学び交流センターという社会教育施設も改定として出させていただきましたが、学び交流センターを社会教育団体が利用する際には2分の1を減免するというような制度を設けております。どのように各市町村が考えて、利用料金の設定にまで反映していくかというのはそれぞれあると思いますが、石狩市では、子どものスポーツ活動を支援していくという視点で減免制度というものを設けているという部分は、ご説明をさせていただきます。

山本委員: サン・ビレッジいしかりは、障がい者の方が減免になっていないですね。減免にしてほしいという話を私も聞いたことがあるのですが、それは盛り込んでほしいと思います。

高宮会長: 事務局の方では意見として、整理させていただきたいと思います。今回は皆様方の意見を聞くということでございますので、パブコメが終わった後でもう1回審議会が開かれるということになります。

他に質問がないようでございますので、本日の審議については、これで終了したいと思います。よろしいでしょうか。

引き続き、会議次第の4番目にあります報告を議題といたします。事務局よろしくお願いいたします。

事務局(佐々木): それでは、報告案件として3件、ご報告させていただきたいと思います。

1件目は、「番号カードの再交付手数料の廃止」についてです。資料45ページをご確認ください。

社会保障・税番号制度につきましては、平成27年10月から開始し、平成28年1月から個人番号カードを申請した希望者へカードの交付が行われているところです。

今国会で成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」に関連し、「マイナンバー法」の一部が改正され、マイナンバーカードの取得率向上等のため、これまで各自治体の事務として行っていたマイナンバーカードの発行業務について、地方公共団体が共同して運営する組織(地方公共団体情報システム機構)の事務として一本化され、自治体に発行業務が委託される形へ変更されました。

よって、市の事務手数料として条例で定める「マイナンバーカードの紛失等による再交付手数料」に関する規定が不要となったことから、この度再交付手数料を廃止するものです。

なお、施行日につきましては、令和3年9月1日を予定しております。

次に、2点目の報告として「建築物エネルギー消費性能基準への適合性判定審査に係る手数料の新設」についてです。資料47ページをご覧ください。

本手数料は、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の一部改正に伴い、ビル・工場・倉庫等の非住宅建築物に対して、「建築物エネルギー消費性能基準」いわゆる国の省エネ基準への適合義務が課される面積要件が「2,000㎡」以上から「300㎡以上」に拡大されたことにより、新たに設定するものです。

これまでは、2,000㎡以上が対象ということで、建築基準法で定められている石狩市で審査することが出来る面積が「500㎡未満」であることから、事務が発生していなかったのですが、「300㎡」以上に拡大されたことに伴い、石狩市でも手数料を設定する必要が生じました。

適合性判定としては、大きく2つに分かれており、それぞれの方法に対して手数料が設定されております。

す。

1つは「標準入力法」による判定です。こちらは実際の建物の部材や設備1つ1つの仕様に対して適合しているか否かを確認するものとなっております。

もう1つは「モデル建築法」による判定で、こちらは、国で定めた各用途のモデル建築物の中から申請物件と一致する用途を用いて適合確認を行うという簡便な方法となっております。

この他に、限定用途として、倉庫などのように用途上、断熱性能が求められない施設については、外壁などの審査を簡易化した形での判定が可能となっております。

以上の3つの判定方法に対して、「適合判定手数料」・「計画変更・軽微変更手数料」が面積ごとに設定されております。

なお、手数料設定に当たってのコスト原価計算方法については、審査所要時間については国・道の取り扱いに準拠した価値で設定し、人件費等の単価については市の実績値を用い、

「審査所要時間×コスト(単価)」にて計算を行っております。

以上が、本件の概要となっておりますが、本件については、その趣旨から本来であれば石狩市使用料、手数料等審議会による審議の対象となるところですが、前回の審議会において、同様の案件である「建築物のエネルギー消費性能等に関する認定手数料の設定」を諮問した際に、専門家等の意見を聞くなど違うアプローチで審議すべきではというご意見を頂いておりました。

そこで、本件につきましても専門性が高く、市民生活に直接影響が出る案件ではないと認められることから、パブリックコメントの実施を通じて様々な知見を有する市民から広く意見を募集したところです。

意見募集については令和3年4月1日から30日までの1カ月間実施し、市の広報誌、ホームページ、そしてあいボードにおいて広く意見を募集したところです。意見募集の結果につきましては、提出された意見はございませんでした。

なお、施行日につきましては、令和3年7月1日を予定しております。

最後に昨年1月の審議会においご審議いただきました、総合福祉センターりんくる内にある「健康増進室使用料設定」に関して、委員から令和2年度の実績等を報告してほしい旨のご要望を頂きましたので、お知らせいたします。

資料48ページをご覧ください。

健康増進室は、前回の審議会でご審議いただきましたとおり、これまで、特定健診を受信した結果、生活習慣を改善する必要がある市民に限定して使用していた形態から、令和2年4月から市民の健康増進を目的に、高校生以上であればどなたでも使用できる施設へと使用目的を変更することに伴い、施設利用料を新たに設定した施設であります。

使用料としては、一般400円、65歳以上の高齢者・高校生300円となっております。本審議会には令和2年1月に諮問し、妥当である旨の答申を頂いているところです。

令和2年度の利用実績についてご報告させていただきます。

一般813名、高齢者1,088名、高校生19名の計1,920名の利用となっており、使用料としては65万7,300円となっております。

これは、当初所管において想定していた年間利用人数8,000人と比べて大幅な減となっておりますが、要因としては、4～6月まで新型コロナウイルス感染症対策として健康増進室を閉室していたことによる減。また、コロナ禍において積極的なPRを行うことが出来なかったことによる周知不足などと分析しております。

未だコロナ禍の状況が見通せない状況において、健康増進室の利用についても直ちに想定規模の利用者が利用することは難しいと考えておりますが、一方で利用者の7割近くの方がフィットネス教室を利用していることから、アフターコロナにおいて利用件数が回復基調に転じた際には、市内の他の器具施設がメインのトレーニング施設とは違うコンテンツで市民の健康増進に寄与できる施設として効果を発揮できると見込んでいるところです。

以上、3点の報告を終わります。

高宮会長： ただいま事務局から説明のありました内容について分からない点など、何かご質問ありますでしょうか。

山本委員： 個人番号関係の45ページで、廃止する理由が、自治体に発行業務が委託される形で変更されましたとあり、その組織が地方公共団体情報システム機構の事務に変わったので廃止するとあります。地方公共団体情報システム機構はどこにあるのか、また、マイナンバーカードを紛失したので発行したい場合は、どこに行けば良いですか。

事務局（青山）： 機構の事務所の場所は分かりませんが、この団体は、地方公共団体がマイナンバーカードの発行及び運営を行う上で、共同で組織している団体です。マイナンバーの発行に関する事務は、市町村が行うよう法律で決まっていた。ただ、市町村で事務をやる部分というのは、かなり業務量が大きくなることから、全国の地方公共団体で共同して別組織をつくり、そこに事務を委任するという形で行っていたのがこれまでです。このため、市民の方がマイナンバーカードを作る時には、市役所の方にお越しいただければ良いということでした。では、本件で何が変わるのかというと、市民の方の利用形態は、実は何も変わりません。市役所の方に来ていただいて、マイナンバーカードを発行し受け取ることができます。では、今回手数料を廃止する経緯というのは何かと申しますと、今までは市町村の事務だったものを機構に委任してやってもらっていましたが、今回法律が変わり、マイナンバーカードの発行運用は、機構の事務にすることとされました。要は、逆になったのです。これは、おそらくマイナンバーの取得率というものがそこまで大きくありませんので、よりマイナンバーカードの普及を目指すために、全国的な取り組みの中で体制の強化をするという意味で機構の方に移したのだと思われます。ですので、元々は市町村の事務だったので、市町村で再交付の手数料を設定しなければいけなかったのですが、今回全国共通の機構という別の組織で事務をやることになったことから、機構の方でこの手数料を設定することになりました。これに伴って、市町村で設定した手数料が要らなくなりますというのがこの中身です。

山本委員： もし紛失した場合は、やはり市役所に行くのですよね。

事務局（青山）： そうです。何も変わりません。

山本委員： 何も変わりませんよね。じゃあ市役所の人件費はどうなるのですか。受け付けした人の人件費。それを貰わないとおかしいですよね。

事務局（青山）： はい。それは国の補助金で措置されています。マイナンバーカードの発行に係る部分は、国が財源を確保していますので、そういった人件費は、国から市町村に入ってきております。

山本委員： 逆に関係なくなるかもしれないですけど、この機構では事務手数料はどうするのですかね。本来は、この機構が事務手数料として取らないとおかしいですよね。

事務局（佐々木）： 今は、各自治体でその手数料を設定していますが、今度は全国一律で機構が設定する手数料を自治体が徴収して、それを機構に支払う形になります。市民側からすると変わりませんが、国や機構と自治体のお金のやりとりの仕方は変わる形になります。

山本委員： じゃあ市民としては、そのまま800円を支払うと。

事務局（青山）： 料金の方は定かではありませんが、市民の方からすると何も変わりません。市町村で料金を設定した部分が必要なくなったというご理解で頂ければと思います。

山本委員： その点はわかりました。それでは最後に48ページの健康増進室利用実績について、また料金の話になるのですが、これを決めた時に、私はこの料金には反対したのですよね。値段が高いという話で。高校生と65歳が300円、一般が400円。どう考えたとしても高校生の利用が少ないのが当たり前ですよね。私もこの施設を見て絶対利用したいなと思いましたが、こういう運動施設で1週間に1回のような利用なんてあまり意味がないですよね。時間のある人だったら、最低週に3日か4日来る。サン・ビレッジでもそうですけれど、高校生も週に2回か3回は来る。となれば、週に3回来たら900円ですよ

ね。1カ月で3,600円。高校生が約4,000円なんて払えないですって。これが2,000円台だったら別ですよ。1回150円だったら。65歳も同じです。そして一般も400円だったら週に3回来て1,200円。4週だったら4,800円。約5,000円。1カ月に7,000円くらい払っているから、このくらいの料金払えるって審議した時に意見がありましたけれども、お金ある人は良いかもしれないけれど、5,000円も6,000円もって話だったら難しいです。だからこれは料金下げた方が良いです。そうした方が、あの施設の内容からしたら絶対に倍以上利用者が伸びるはずですよ。

事務局(青山): 本日はその料金の設定を検討する場ではありませんので、それについてはお答えを差し控えますけれども、元々この施設は、市民の健康増進・疾病予防・介護予防といった観点から、高齢者を主に対象にするという部分でスタートしたものです。しかし、やはり健康について考えることや、検診を受けようという意識は、若い世代から浸透していく必要があるという観点で、利用の開始を18歳から引き下げたという部分がございます。ですので、そこは本旨として始めた部分ではなく、高校生の利用量が少ないのは事実ですが、それをもって当初の考えが違ったというようには考えておりません。ただ、おっしゃるように料金の部分も含めて、実際にコロナの影響もありますけれども、利用が想定より少ないというのは事実ですから、それはまた違った場面で施設の所管課とも話をしながら、どれだけ多くの方に利用していただけるかという部分は、今後も工夫に努めていきたいと考えております。

高宮会長: 分かりました。他に質問はありますか。

安藤委員: この調査を依頼したのは私です。前回この金額を決めるに当たり、とても責任を感じていましたので、どうなったか実績を調べるようお願いをしたものです。昨年は、コロナが影響して本当の数字は出ていないと思います。それと高齢化に伴う利用の減少は、健康増進施設だけではなく他の利用施設に関しても言えることですが、これからは増加するよりも減少することを想定して考えていかないといけないなと思っているところです。やはり高齢化や人口減少に伴って利用者数が減少していくのを想定して、これから考えていく必要があるのではないかと思います。100円から200円への値上がり、これは100%の値上げですよ。とても大きいと思います。民間では考えられないような数字ですので、値上がりした後の検証・調査が必要になると思います。そのあたりを丁寧にやっていけたらなと思います。

高宮会長: 貴重な意見ありがとうございました。

事務局(蛸谷): 安藤委員から色々なお話をいただきました。最初にあった高齢化と人口減少。これは、公共施設の今後のあり方、基本事項を考えた時に、今委員がおっしゃられた課題というものがあります。今後も10年後20年後、今ある施設が同じような形で存続できるのかどうかという根本の部分もあります。やはり、実際の人口や、その地域で利用する人数に合わせて、今ある施設をただ同じように造り変えるといったことだけではなく、統廃合についても検討の必要があります。ただ一方では、今市民の皆様が提供している施設サービスを利用されている方がいる以上、このサービスをいかに安定して提供し続けるかという部分で、受益と負担のバランスもとっていかねばならない。こういった二面性で進めていく必要があるかと思います。今回諮問させていただいております一般開放利用料について、確かに、改定率100%の値上げは、利用する側からすると大きな負担増となります。当然公共施設である以上、使っていただかないと意味がないという部分もありますので、今後のパブリックコメントで出される意見も踏まえながら、また、今回の料金見直しの後においても施設の運営部分については、それぞれの施設を担当する所管と私どもで協議を密にしながら、市民にとってどういう形で公共施設のサービスを運営していくことが望ましいのか、現実的に人口減少していく中で、どういう水準を保っていくのか。これらのことは、テーマとして取り組んでいきたいと思っております。

山本委員: 人口減少って言っていますが、地方の減少率というのはすごいけれども、札幌近郊は、年々あまり変わらないという話もあるんです。石狩市としても、10年後20年後30年後をシミュレーションしていると思うのですが、具体的にそのシミュレーションの数値は出ているのですか。

事務局(蛸谷): 札幌は、確かに人口自体は増えていますが、ただその中身ですよ。やはり年齢構成を見ていったときに高齢化は進んでいますし、札幌近郊の都市というのは確実に人口が減っています。減っていている中で、さらに高齢化が進んでいますので、そのような部分で行政サービスの支える側は、数という部分では減っていている厳しい状況にあります。そういった意味からも、今回はたまたま使用料という部分ですが、市の行政サービス全般について今後のあり方というのは、本当に今問われている部分です。少子高齢化の部分では、なかなか厳しい状況にあります。

山本委員: 減っていますか、具体的に。石狩市の人口というのは、100人とか1,000人単位で。そこまで減っているのですか。そして今後も減っていくのですか。

事務局(青山): 近年は緩やかですけども、減少はしています。数年前は、ピークだった61,000人台後半でしたが、今は58,000人台になっています。近年は、札幌などからの移住などもあって緩やかに減りましたが減少傾向が続いています。

山本委員: 保険料というのも市から出しているのですよね。どこか病院に掛かりましたとなったら、その全体の保険料は国からも出るけど市からも確か出しているのですよね。

事務局(青山): 国民健康保険の例でいくと負担割合が決まっていますので、市が負担している部分もありますし、国が負担している部分もありますし、当然、医療を受けている個人の方が負担している部分もあります。

山本委員: やはり先ほども疾病の予防だとか健康増進とかを見たら、保険料も出しているのですから、それを出さない方法をとればいんですよね。いかにして。

事務局(青山): それは、話がいろいろ混ざってしまっていると思います。例えば、その国民健康保険の保険料を払っているから、りんくるの健康増進室の使用料は払わなくて良いだろうというような話は、違う話だと認識しています。

山本委員: 保険に掛からないために、疾病の予防だとか、施設を利用して健康でいてもらうと。そういうような観点で考えていくのがベストじゃないかと思います。だから、さっき言った5対5とか0対100だとかいう話にはならないのではないかという話です。そういう観点でもお願いしたいと思います。

高宮会長: 以上3点の報告をいただきました。この報告を一旦終了させていただきます。一度事務局に進行をお返しいたします。どうぞよろしく申し上げます。

事務局(青山): 委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。先ほど冒頭でもご案内させていただきましたが、次回の審議会につきましては7月の下旬に予定をしております、本日に引き続き、使用料の改定案のご審議、また答申案の取りまとめを予定しているところでございます。開催時期は、パブリックコメントが6月1日から1カ月間、市民の意見を広く募集するという形で行いますので、今回出てきた意見を踏まえて、7月の第2回目の審議会で、またご審議を賜ればと存じます。詳細な日程につきましては、改めて委員の皆様にご案内差し上げますので、よろしくご申し上げます。事務局からは、以上となります。

高宮会長: ただいま事務局から説明がありましたとおり、今回は本日の審議内容を踏まえた上で、再度7月末に行う予定であり、その審議会で答申案をまとめる予定であります。どうぞよろしくご申しいたします。それでは、本日はこれにて閉会いたします。

安藤委員: すみません。お伺いしたいのですが、現在のマイナンバーカードの取得率、石狩市の市民の取得率はどのくらいなのでしょう。

事務局(青山): 確か4月1日現在で23%ぐらいだったと思います。5人に1人くらいですね。

安藤委員: これは他の市と比較してどのような感じですか。

事務局(青山): 決して高くはないですが、北海道全体が少し低いです。他と比べたらそこまで極端に低くはないですけども、少し低いかなというところです。

安藤委員: ありがとうございます。

高宮会長: それでは終了させていただきます、ありがとうございました。

議事録確定 令和3年6月24日

石狩市使用料、手数料等審議会

会 長 高 宮 則 夫